第1期中期目標

期間

平成30年4月1日~令和6年3月31日(6年間)

現行目標が終了する前に、次期中期目標を策定する必要があります。

第2期中期目標

期間

令和6年4月1日~令和12年3月31日(6年間)

策定手順

(地独法に規定あり)

評価委員会 (意見聴取)

(令和 4 年度) 令和5年2月頃(素案たたき台)

(令和5年度) 令和5年7月頃(素案)※庁内照会意見反映後

8月頃(素案)※パブコメ意見反映後

10月頃 (案) ※議会報告後

11月頃(案) ※最終確認

議会

(議決)

(令和5年度) 9月:常仟報告

12月:議決

法人

(意見聴取)

令和 4 年11~12月 (骨子案、素案たたき台) 以下、適宜

地方独立行政法人法に規定のない調整

- 〇 庁内照会 令和5年4~5月頃
- パブリック<u>コメント</u> 令和5年6~7月頃

地方独立行政法人法に規定されており、公立大学法人は必ず策定しなければなりません。

	中期目標	(参考)中期計画
根拠	法第25条 法人が達成すべき業務運営に関する目標として、 <u>知事が</u> 定め法人に指示するもの。	法第26条 中期目標を達成するための計画として、 <u>法人が</u> 作成し知事の認可を受けるもの。
記載事項	1. 中期目標の期間(6年間) 2. 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3. 業務運営の改善及び効率化に関する事項 4. 財務内容の改善に関する事項 5. その他業務運営に関する重要事項	 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 剰余金の使途 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 <以上、法26条>
策定 手順	・評価委員会の意見を聴く・議会の議決を経る<以上、法25条>・法人の意見を聴き配慮する<法78条>	評価委員会の意見を聴く<法26条>※ 法=地方独立行政法人法